

鳥栖市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

鳥栖市規則第42号

鳥栖市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥栖市職員の退職管理に関する規則（平成２８年規則第１２号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（趣旨） 第１条 この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第３８条の２及び第６０条第４号から第６号までの規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （退職手当通算法人） 第４条 法第３８条の２第２項の規則で定める法人（以下「退職手当通算法人」という。）は、地方独立行政法人（同項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のほか、<u>鳥栖市職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成１４年条例第４号）第２条第１項各号に掲げる法人とする。</u> （内部組織の長の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者） 第６条 法第３８条の２第４項の地方自治法（昭和２２年法律第	（趣旨） 第１条 この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第３８条の２第１項から第６項までの規定及び第６０条第４号から第６号までの規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （退職手当通算法人） 第４条 法第３８条の２第２項の規則で定める法人（以下「退職手当通算法人」という。）は、地方独立行政法人（同項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のほか、<u>鳥栖市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例施行規則（平成２６年規則第１号）第２条各号に掲げる法人とする。</u> <u>（法第３８条の２第４項に規定する内部組織の長に準ずる職）</u> 第６条 法第３８条の２第４項に規定する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５８条第１項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、<u>鳥栖市職員の給与に関する条例（昭和２９年条例第３２号）別表第１の表職務の級の項７級の欄の適用を受ける職員の職（地方自治法第１５８条第１項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長であるものを除く。）とする。</u> （内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者） 第７条 法第３８条の２第４項の地方自治法第１５８条第１項に

67号) 第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長(以下「内部組織の長」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

第7条～第9条 略

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第10条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の規定による要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第11条 法第38条の2第6項第6号の承認(以下「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容

規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下この条において「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

第8条～第10条 略

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第11条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の規定による要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等の承認申請書(様式第1号)を任命権者に提出しなければならない。

- (6) 離職前5年間（再就職者が法第38条の2第4項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の規定による要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の規定による要求又は依頼の内容
- (10) その他参考となるべき事項

第12条 略

（内部組織の長の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第13条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長として規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第14条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるも

第13条 略

（法第60条第5項に規定する内部組織の長に準ずる職）

第14条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第15条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第16条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるも

のは、第7条に定めるものとする。

のは、第8条に定めるものとする。

附則の次に次の様式を加える。

様式第1号

年 月 日

(任命権者) 様

再就職者による依頼等の承認申請書

鳥栖市職員の退職管理に関する規則第12条の規定に基づき、次のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) 氏 名		住 所 生年月日 年 月 日生 (歳)	
勤務先(営利企業等)の名称	勤務先住所 TEL (— —)	勤務先での地位(役職等)	
勤務先(営利企業等)の業務内容			

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年 月 日	離職時の役職	
離職前5年間の在職状況	所属・職	在職期間	職務内容
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日	

		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	

(注) 課長以上の職に離職した日の5年前の日までに就いていた場合は、当該職についていた期間まで遡って記入すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが契約の締結を決定した勤務先又はその子法人との契約に関する要求又は依頼
☐ 該当する ☐ 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼
☐ 該当する ☐ 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる担当部署

担当課	担当係
職務内容	

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

☐ 電気・ガス・水道水の供給これらに類する継続給付に係る契約に関する職務に関する職務
☐ その他役職員の裁量の余地の少ないもの
職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
☐ 上記の2項目いずれにも該当なし

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

※任命権者記入欄

処理結果区分
☐ 承認

☐ 不承認			
☐ 却下（承認を必要としない）			
承認又は不承認の理由			
処理年月日	年	月	日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥栖市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

鳥栖市規則第43号

鳥栖市財務規則の一部を改正する規則

鳥栖市財務規則（平成１４年規則第１３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（支出の委託） 第５７条の２ 略 ２ 令第<u>１６５条の３</u>の規定により指定公金事務取扱者に対して支出事務を委託したときは、当該支出事務の委託を受けた者は、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならない。 （亡失、損傷届） 第１２８条 各課の長は、法第<u>２４３条の２の８第１項</u>に規定する職員が、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又は使用物品を亡失又は損傷したときは、直ちに亡失・損傷届を作成し、会計管理者を経て市長に送付しなければならない。 （賠償責任を負うべき職員） 第１２９条 法第<u>２４３条の２の８第１項後段</u>の規定により指定する職員は、次の各号の区分により当該各号に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略	（支出の委託） 第５７条の２ 略 ２ 令第<u>１７３条の３</u>の規定により指定公金事務取扱者に対して支出事務を委託したときは、当該支出事務の委託を受けた者は、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならない。 （亡失、損傷届） 第１２８条 各課の長は、法第<u>２４３条の２の９第１項</u>に規定する職員が、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又は使用物品を亡失又は損傷したときは、直ちに亡失・損傷届を作成し、会計管理者を経て市長に送付しなければならない。 （賠償責任を負うべき職員） 第１２９条 法第<u>２４３条の２の９第１項後段</u>の規定により指定する職員は、次の各号の区分により当該各号に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第１２８条及び第１２９条の改正規定は令和８年９月２４日から施行する。

鳥栖スタジアム条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

鳥栖市規則第44号

鳥栖スタジアム条例施行規則の一部を改正する規則

鳥栖スタジアム条例施行規則（平成２７年規則第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前						改正後					
様式第1号						様式第1号					
略						略					
区 分		使 用 時 間		使用料	備 考	区 分		使 用 時 間		使用料	備 考
略						略					
夜間照明施設	アマチュアスポーツ	全部点灯	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円		夜間照明施設	アマチュアスポーツ	1500ルクス	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円	
	アマチュアスポーツ以外	2分の1					500ルクス				
		5分の1					200ルクス				
		市 外 者					10分の1	100ルクス			
略						略					
略						略					
様式第3号						様式第3号					
略						略					
区 分		使 用 時 間		使用料	備 考	区 分		使 用 時 間		使用料	備 考

略					
夜間照明施設	アマチュアスポーツ	<u>全部点灯</u>	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円	
	アマチュアスポーツ以外	<u>2分の1</u>			
		<u>5分の1</u>			
		<u>10分の1</u>			
	市 外 者				
略					
略					

略						
夜間照明施設	アマチュアスポーツ	1500ル	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	円		
		クス				
	アマチュアスポーツ以外	500ルク				
		ス				
		200ルク				
		ス				
		市 外 者				100ルク
						ス
演出照明						
略						
略						

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。